

別表3 査証相互免除に関する取決め等一覧表 令和元年10月1日現在

番号	取決めの相手国	取 決 め 内 容	査証免除者に通常付与する在留資格	施 行 期 日	備 考
1	ドイツ	査証免除 (1) 6ヶ月以内の滞在（営利を目的とする興行に参加し、被用者として働き、又は消費活動を対象とする営業に従事する場合を除く。) (2) 外交又は公用旅券を所持するドイツ人については滞在期間の制約はない。	外交 公用 文化活動 短期滞在（原則として90日） 留学 研修 家族滞在	昭30.7.1	
2	フランス	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭30.12.1	
3	イタリア	査証免除 (1) 3ヶ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持するイタリア人については滞在期間は問わない。	外交 公用 短期滞在	昭31.1.15 (3ヶ月以内) 昭38.5.15 (外交、公用)	
4	ギリシャ	査証免除 (1) 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又はその他の業務に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持するギリシャ人については滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	昭31.6.10 昭47.12.1 (外交、公用)	
5	チュニジア	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭31.6.14	
6	ベルギー	査証免除 (1) 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持するベルギー人については滞在期間は問わない。	外交 公用 短期滞在	昭31.8.15 昭47.12.1 (外交、公用)	
7	デンマーク	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又はその他の業務に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭31.8.15	
8	オランダ	査証免除 (1) 3ヶ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持するオ	外交 公用 短期滞在	昭31.8.28 (3ヶ月以内) 昭33.3.8 (外交、公用)	

## 第6編 上陸審査

		ランダ人については滞在期間は問わない。		昭49.5.27 (適用地域拡大)	
9	スウェーデン	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭31.9.1	
10	ノルウェー	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭31.9.1	
11	ルクセンブルク	査証免除 (1) 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交、公用旅券を所持するルクセンブルク人については滞在期間は問わない。	外交 公用 短期滞在	昭32.2.1 (3ヶ月以内) 昭35.8.1 (改正) 昭48.5.1 (外交、公用)	
12	スイス	査証免除 (1) 6ヶ月以内の滞在（演劇、演芸、演奏、スポーツその他の興行を行おうとする者を除く。） (2) 外交、公用又はスイス特別旅券所持者は6ヶ月以上でも免除。	外交 公用 文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭32.4.15	
13	リヒテンシュタイン	査証免除 (1) 6ヶ月以内の滞在（演劇、演芸、演奏、スポーツその他の興行を行おうとする者を除く。） (2) 外交又は公用旅券所持者は6ヶ月以上でも免除。	外交 公用 文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭32.4.15	
14	ドミニカ共和国	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭32.4.19	
15	トルコ	査証免除 (1) 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持し公務で本邦に派遣される外交又は領事職員及びその家族は滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	昭33.1.5 非M.R.P.の一般旅券所持者に対し、査証取得勧奨措置を実施	
16	オーストリア	査証免除 (1) 6ヶ月以内の滞在（職業若しくはその他の営利活動に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持するオーストリア人は6ヶ月以上でも免除。	外交 公用 文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭33.4.1	

17	フィンランド	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、又は生業に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭34.2.1	
18	パキスタン	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業又は生業その他の報酬を受ける活動に従事する場合を除く。）		昭36.1.1	停止中
19	アルゼンチン	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業若しくは利得及び報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭37.1.1	
20	コロンビア	査証免除 (1) 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持するコロンビア人については滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	昭37.9.1	一般旅券所持者に対し査証取得勧奨措置を実施
21	連合王国	査証免除 (1) 6ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交、公用に該当する者については滞在期間を問わない。	外交 公用 文化活動 短期滞在 (原則として90日) 留学 研修 家族滞在	昭37.12.2	(1) 英国旅券 (British Passport) 所持者 (英國市民 British Citizen) に限る。 (2) 香港等英國属領の市民 (British Dependent Territory Citizen) 及び英國海外市民 (British Overseas Citizen) には、英國での居住権が認められていない。
22	カナダ	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭39.9.20	
23	スペイン	査証免除 (1) 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券を所持し公務で本邦に派遣される外交又は領事職員は滞在期間を問わない。	外交 公用 短期滞在	昭40.4.15	
24	アイルランド	査証免除 (1) 6ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	外交 公用 文化活動 短期滞在	昭41.9.1	

		(2) 外交又は公用旅券を所持するアイルランド人については滞在期間を問わない。	留学 研修 家族滞在		
25	アイスランド	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭41.11.20	
26	サンマリノ	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるの他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭43.2.15	
27	チリ	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭44.11.15	
28	ニュージーランド	査証免除 90日以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭45.6.15	
29	イスラエル	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭46.10.1	
30	シンガポール	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭47.1.1	
31	ペルー	査証免除 (1) 90日以内の一般旅券所持者の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交又は公用旅券所持者については適用されない。	短期滞在	昭47.2.11	査証取得勧奨措置を実施
32	メキシコ	査証免除 (1) 6ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。） (2) 外交任務又は公用用務での入国者については適用されない。	文化活動 短期滞在 留学 研修 家族滞在	昭47.4.10	
33	エルサルバドル	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭48.2.25	
34	マルタ	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭48.3.1	
35	キプロス	査証免除	短期滞在	昭48.4.1	

		3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）			
36	バングラデ シュ	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）		昭48. 8. 20	停止中
37	ポルトガル	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭49. 3. 1	
38	ウルグアイ	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭49. 5. 2	
39	ホンジュラ ス	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭49. 5. 2	
40	イラン	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）		昭49. 10. 1	一般旅券所持者に 対し停止中
41	コスタリカ	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭49. 9. 16	
42	グアテマラ	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭51. 1. 1	
43	スリナム	査証免除 3カ月以内の滞在（職業又は生業に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭52. 6. 3	
44	レソト	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭52. 7. 15	非MRP所持者に 対し、査証取得勧 奨措置を実施
45	モーリシャ ス	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭35. 7. 1	
46	バハマ	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭56. 10. 1	
47	マレーシア	査証免除 3カ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事す	短期滞在	昭58. 3. 1	非IC一般旅券所 持者に対して査証 取得勧奨措置を実

		る場合並びに学術的研究・調査及びその成果の公表、布教を含む宗教活動、日本に輸出された部品による完成品の組立て（助言及び監督任務による入国のは除く。）又は映画撮影（テレビ撮影を含む。）を行う場合を除く。）		施
48	バルバドス	査証免除 3ヶ月以内の滞在（職業、生業又は報酬を受けるその他の活動に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭61.3.6 非MRP所持者に 対し、査証取得勧 奨措置を実施
49	ブルネイ	査証免除 14日以内の滞在（職業、生業又は報酬を受ける活動に従事する場合並びに学術的研究、調査、宗教活動又は映画撮影を行う場合を除く。）	短期滞在	昭61.6.20
50	アメリカ 合衆国	査証免除 90日以内の滞在（報道活動に従事し、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	昭63.12.15
51	ハンガリー	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するハンガリー人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平4.7.18 平9.6.21
52	クロアチア	査証免除 3ヶ月以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	
53	スロベニア	査証免除 3ヶ月以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	
54	ポーランド	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するポーランド人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成	外交 公用 短期滞在	平7.2.7

		員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
55	チェコ	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するチェコ人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平8.4.23 平10.9.10	
56	アンドラ	査証免除 90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平8.11.11	
57	マケドニア	査証免除 90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平9.4.1	
58	スロバキア	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するスロバキア人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するスロバキア人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) 90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平9.5.24	
59	ルーマニア	査証免除	外交	平10.1.1	

		(1) 外交又は公用旅券を所持するルーマニア人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するルーマニア人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能報酬を得る目的で芸能（スポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) 90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	公用 短期滞在	平18.1.1 (公用旅券) 平21.9.1 (一般旅券所持者) 平28.1.1 (暫定旅券所持者) 平成31.1.1 (改正)	
60	オーストラリア	査証免除 90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平10.12.1	
61	大韓民国	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持する韓国人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその世帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持する韓国人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) 90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平10.12.7 平18.3.1 (一般旅券所持者)	
62	バチカン市国	査証免除 (1) 外交旅券を所持するバチカン市国人で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するバチカン市国人で前記目的以外の目的での9	外交 短期滞在	平11.7.20	

		0日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
63	モナコ	査証免除 90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平11.9.23	
64	エストニア	査証免除 90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平11.12.1	
65	ラトビア	査証免除 90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平12.4.1	
66	リトアニア	査証免除 90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平12.4.1	
67	ブルガリア	査証免除 (1) 外交旅券を所持するブルガリア人で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (2) 公用旅券を所持するブルガリア人で公務に従事する意図をもって入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (3) 外交、公用旅券又は一般旅券を所持するブルガリア人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在 公用	平14.7.2 平17.5.1 (一般旅券所持者) 平18.5.1 (公用旅券所持者)	
68	中国(香港)	査証免除 香港特別行政区（S A R）旅券を所持する者又は英國海外市民（B N O）旅券を所持する香港居住権者で90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平16.4.1	

69	中国	査証免除 中華人民共和国旅券を所持する中華人民共和国の修学旅行生及び引率する教職員で30日以内の滞在	短期滞在	平16.9.1	
70	マカオ	査証免除 マカオ特別行政区（S A R）旅券を所持する者で90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	短期滞在	平17.3.25	
71	ベトナム	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するベトナム人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するベトナム人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平17.5.1	
72	タイ	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するタイ人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するタイ人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。） (3) I C一般旅券を所持するタイ人で15日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平17.7.1 平25.7.1 ( I C一般旅券)	I C一般旅券所持者については、平25.7.1から平31.6.30までの間、試行的に実施
73	中国(台湾)	査証免除 有効な台湾護照を所持する台湾の居住者（護照に身分証番号の記載がある者）で90日以内の滞在（就職し	短期滞在	平17.9.26	

		又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。)			
74	モロッコ	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するモロッコ人（特別旅券を除く。）で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するモロッコ人（特別旅券を除く。）で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平18.1.1	
75	ラオス	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するラオス人で外交若しくは領事の任務又は公用の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属する者は滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するラオス人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	平19.10.20 (外交旅券) 平27.4.1 (公用旅券)	
76	アルバニア	査証免除 (1) 外交旅券を所持するアルバニア人で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者は滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するアルバニア人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	平19.12.10	
77	インド	査証免除 (1) 外交旅券を所持するインド人で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者は滞在期間を問わない。	外交 短期滞在	平20.1.1	

		(2) 外交旅券を所持するインド人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し又は自由職業若しくは他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)			
78	セルビア	査証免除 90日以内の滞在(就職し又は自由職業若しくは他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	短期滞在	平23.5.1	セルビア旅券所持者に限る。
79	ブラジル共和国	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するブラジル人で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するブラジル人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 公用 短期滞在	平25.11.1	
80	インドネシア	査証免除 (1) I C一般旅券を所持するインドネシア人で15日以内の滞在(就職し又は自由職業若しくは他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。) (2) 外交又は公用旅券を所持し、インドネシア政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属する者は、30日を超えない期間滞在する場合に限る。 (3) 外交又は公用旅券を所持するインドネシア国民で前記(2)の目的以外の目的での30日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	短期滞在 外交 公用	平26.12.1(I C一般旅券) 平28.7.20(外交・公用旅券)	(1) 在インドネシア公館において、I C旅券事前登録を受けた者であることが要件であり、旅券査証頁に査証免除登録証が貼付されていることを確認する。 (2) 外交・公用旅券所持者であっても、30日を超えて滞在する場合は、本邦に赴任する外交官も含めて、査証を要する。また、当該措置は、在留資格が「外交」、「公用」又は「短期滞在」に該当する場合のみが対象となる。

81	カンボジア	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するカンボジア国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するカンボジア国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 公用 短期滞在	平27.4.15	
82	ジョージア	査証免除 (1) 外交旅券を所持するジョージア人で外交又は領事の任務の目的(ただし、90日以内の滞在に限る。)で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するもの。 (2) 外交旅券を所持するジョージア人で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就業し又は自由職業若しくは他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 短期滞在	平27.6.1	外交の在留資格を決定する場合、赴任等の目的ではなく90日以内の短期の公務であることを証明する文書等の提示を求め、身分及び用務を確認する。
83	パプアニューギニア	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するパプアニューギニア独立国国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するパプアニューギニア独立国国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 公用 短期滞在	平27.11.24	
84	トルクメニスタン	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するトルクメニスタン国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するも	外交 公用 短期滞在	平27.12.1	

		のは滞在期間を問わない。 (2) 外交又は公用旅券を所持するトルクメニスタン国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し, 永住し, 自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)			
85	ウクライナ	査証免除 (1) 外交旅券を所持するウクライナ国民で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するウクライナ国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し, 永住し, 自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 短期滞在	平28. 6. 1	
86	バングラデシュ	査証免除 (1) 外交旅券を所持するバングラデシュ国民で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するバングラデシュ国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し, 永住し, 自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 短期滞在	平28. 7. 1	赴任又は90日以内の短期の公務出張であることを確認できる何らかの文書(公務を証明する文書, 國際会議等への招待状等)を外交旅券と共に提示する場合には, 指紋等個人識別情報の提供義務が免除される。
87	パナマ	査証免除 (1) 外交(外交・領事)旅券又は公用旅券を所持するパナマ国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交(外交・領事)旅券又は公用旅券を所持するパナマ国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し, 永住し, 自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 公用 短期滞在	平28. 7. 1	パナマの外交旅券には、「外交旅券」と「領事旅券」, 公用旅券には「公用旅券」と「特別旅券」が存在するが, 「特別旅券」は発給対象者が広いため本措置の対象とはしない。

88	モンゴル	査証免除 (1) 外交旅券を所持するモンゴル国民で外交又は領事の任務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するモンゴル国民で前記目的以外の目的での30日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又はその他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 短期滞在	平28.11.15	外交目的で入国する者については、上陸申請の際、公務を証明する文書(①モンゴル外務省の発出した口上書、②モンゴル政府機関が発行した身分及び用務を証する文書、③国際会議等の招待状等)を外交旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。
89	カザフスタン	査証免除 (1) 外交旅券又は公用旅券を所持するカザフスタン国民で外交若しく領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券又は公用旅券を所持するカザフスタン国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 公用 短期滞在	平29.1.1	
90	サモア	査証免除 (1) 外交旅券又は公用旅券を所持するサモア国民で外交若しく領事の任務又は公用の用務の目的で入国を希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券又は公用旅券を所持するサモア国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)	外交 公用 短期滞在	平29.1.4	
91	アラブ首長国連邦	査証免除 (1) 外交又は公用旅券を所持するア	外交 公用	平29.7.1	I C一般旅券所持者については、在

		<p>ラブ首長国連邦国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。</p> <p>(2) 外交又は公用旅券を所持するアラブ首長国連邦国民で前記(1)の目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)</p> <p>(3) I C一般旅券を所持するアラブ首長国連邦国民で30日以内の滞在(就職し又は自由職業若しくは他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)</p>	短期滞在		外公館において、事前登録を受けていることが要件であり、旅券に査証免除登録証が貼付されていることを確認する。
92	パラグアイ	<p>査証免除</p> <p>(1) 外交又は公用旅券を所持するパラグアイ国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。</p> <p>(2) 外交又は公用旅券を所持するパラグアイ国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)</p>	外交 公用 短期滞在	平29.10.16	外交・公用目的で入国する者については、上陸申請の際、公務証明書類を外交・公用旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。
93	カタール	<p>査証免除</p> <p>(1) 外交又は公用旅券を所持するカタール国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。</p> <p>(2) 外交又は公用旅券を所持するカタール国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在(就職し、永住し、自由職業又は他の生業(報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。)に従事する場合を除く。)</p>	外交 公用 短期滞在	平30.1.1	カタールの公用旅券は、“SPECIAL PASSPORT”と表示されており、“SERVICE PASSPORT”と表示のある旅券については、本査証免除措置の対象外
94	アゼルバイジャン	<p>査証免除</p> <p>(1) 外交旅券を所持するアゼルバイジャン国民で外交又は領事の任務</p>	外交 短期滞在	平30.1.27	外交目的で入国する者については、上陸申請の際、公

		<p>の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。</p> <p>(2) 外交旅券を所持するアゼルバイジャン国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）</p>			務証明書類を外交旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。
95	ペルー	<p>査証免除</p> <p>(1) 外交又は公用旅券を所持するペルー国民で外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。</p> <p>(2) 外交又は公用旅券を所持するペルー国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）</p>	外交 公用 短期滞在	平30. 2. 1	外交・公用目的で入国する者については、上陸申請の際、公務証明書類を外交・公用旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。
96	ミャンマー	<p>査証免除</p> <p>(1) 外交旅券を所持するミャンマー国民でミャンマー政府の外交若しくは領事の任務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。</p> <p>(2) 外交旅券を所持するミャンマー国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）</p>	外交 短期滞在	平30. 12. 1	外交目的で入国する者については、上陸申請の際、公務証明書類を外交旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。
97	モルドバ	<p>査証免除</p> <p>(1) 外交・公用旅券を所持するモルドバ国民でモルドバ政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。</p> <p>(2) 外交・公用旅券を所持するモルドバ国民で前記目的以外の目的で</p>	外交 公用 短期滞在	平31. 2. 15	外交・公用目的で入国する者については、上陸申請の際、公務証明書類を外交・公用旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。

		の90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）			
98	エクアドル	査証免除 (1) 外交旅券を所持するエクアドル国民でエクアドル政府の外交若しくは領事の任務の目的で入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交旅券を所持するエクアドル国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 短期滞在	平31.3.1	外交目的で入国する者については、上陸申請の際、公務証明書類を外交旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。
99	ボリビア	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するボリビア国民でボリビア政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するボリビア国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令元.6.10	外交・公用目的で入国する者については、上陸申請の際、公務証明書類を外交・公用旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。
100	パラオ	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するパラオ国民でパラオ政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するパラオ国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令元.6.10	外交・公用目的で入国する者については、上陸申請の際、公務証明書類を外交・公用旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。

101	オマーン	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するオマーン国民でオマーン政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するオマーン国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令元. 8. 28	外交・公用目的で入国する者については、上陸申請の際、公務証明書類を外交・公用旅券と共に提示した場合のみ、個人識別情報の提供義務が免除される。
102	ナウル	査証免除 (1) 外交・公用旅券を所持するナウル国民でナウル政府の外交若しくは領事の任務又は公的な用務の目的で日本国に入国することを希望する者及びその家族の構成員でその所帯に属するものは滞在期間を問わない。 (2) 外交・公用旅券を所持するナウル国民で前記目的以外の目的での90日以内の滞在（就職し、永住し、自由職業又は他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する場合を除く。）	外交 公用 短期滞在	令元. 10. 1	